## 第8号議案

中間市情報公開条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月5日提出

中間市長 松下 俊男

## 中間市情報公開条例の一部を改正する条例

中間市情報公開条例(平成 12 年中間市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。 第 13 条を次のように改める。

(費用負担)

第13条 公開の決定に伴う手数料は、徴しない。ただし、保有する情報の写しを交付する場合は、その写しの交付に要する費用は、公開請求をした者の負担とする。 別表を削る。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 中間市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則(第1条-第4条)	第1章 総則(第1条-第4条)
第2章 情報の公開(第5条-第13条)	第2章 情報の公開(第5条-第13条)
第3章 救済手続(第14条・第15条)	第 3 章 救済手続(第 14 条・第 15 条)
第 4 章 補則(第 16 条 - 第 21 条)	第 4 章 補則(第 16 条-第 21 条)
附則	附則
本則	本則
第2章 情報の公開	第2章 情報の公開
(費用負担)	(費用負担)
第13条 公開の決定に伴う手数料は、徴しない。ただし、保有する情	第13条 第5条の規定により情報の公開を受ける請求者からは、別表
報の写しを交付する場合は、その写しの交付に要する費用は、公開	に定めるところにより写しの作成に要する費用を徴収する。
請求をした者の負担とする。	
(本中之)	叫去 / 签 19 夕 围 核 \
(削る)	別表(第13条関係)
	<u>写しの作成に要する費用白黒 1枚につき 10円</u>
	<u>カラー</u> 1 枚につき 100 円